

ファミリー・サポートの 手引き



石川町

ファミリー・サポート・センター

【相互サポートについて】

この会は、安心して子育てができるよう保育施設やご家庭で対応しきれない子育ての手不足を補うためのサポート活動を行なう組織です。



子育てのサポートをしてほしい方を「おねがい会員」
子育てのサポートをしてあげたい方を「あずかり会員」

サポートをしてほしい「おねがい会員」のために、サポートをしてあげたい「あずかり会員」が、できる時にできる事をお手伝いするシステムです。

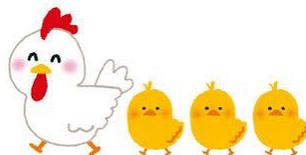
なお、「あずかり会員」は講習を受講してからサポート活動を開始します。

自分ひとりの時間を確保し、リフレッシュしたい…

参観日や病院などは幼児を連れて出かけるのが難しい…



会員になるには



ファミリー・サポート・センター（社会福祉協議会内）に「入会申込書」がありますので、入会申込書に記入後提出し会員登録の手続きをしていただきます。

おねがい会員

石川町にお住まいの方で、子育てのサポートを必要とする1歳～中学3年生までのお子さんをお持ちの方。

あずかり会員

石川町にお住まいの方で、自宅および保健センター・いしかわスキッズ広場（モトガッコ）などの場所でお子さんを預かることができる方、またはご自身の自動車を使用し送迎ができる方。
（年齢、資格、性別は問いません。）

両方会員

石川町にお住まいの方で、おねがい会員とあずかり会員を兼ねることができる方。
（おねがい会員のお子さんは、3年生以上に限ります。）

【サポートできる内容】

ファミリー・サポート・センターで行うサポート活動は保育施設やご家庭で対応しきれない子育ての手不足を補うものです。

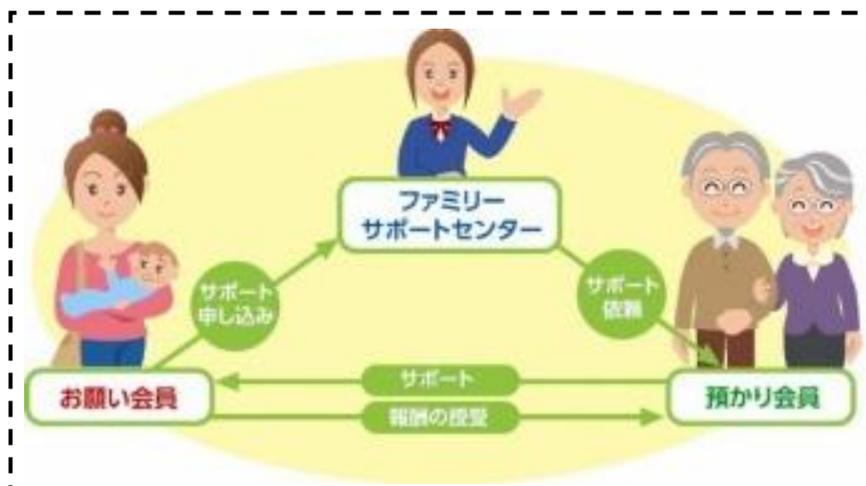
あくまでも軽易で短期的、補助的なものですから、乳幼児の長時間保育、長期間保育は行ないません。
短時間でのサポートが必要な時にご利用ください。

下記のようなサポートを行います!

- * 保育施設の開始時間までお子さんを預かります。
- * 保育施設までお子さんの送迎を行います。
- * 保育終了後、学校の放課後お子さんを預かります。
- * 児童クラブや放課後子ども教室後のお子さんの送迎を行います。
- * 中学生のお子さんの送迎を行います。
- * 短時間就労時にお子さんを預かります。
- * 外出の際にお子さんを預かります。
(買い物・美容室・習い事リフレッシュしたい時等)
- * 冠婚葬祭や学校行事の際にお子さんを預かります。



【サポート活動の流れ】



1. 入会申込書の申請・会員登録

- ① ファミリー・サポート・センターから「入会申込書」「事前打ち合わせ票」を受け取り後、必要個所に記入し後日申請をします。
- ② 入会申込申請時、希望するサポート内容・サポート場所などについての簡易な面談をします。
- ③ サポート内容にマッチするあずかり会員に連絡をしサポートが可能かどうかを確認します。
- ④ サポート可能なあずかり会員と、会員登録をしたおねがい会員の両者に連絡をしマッチング（事前打ち合わせ）の日程調整をします。

2. マッチング（事前打ち合わせ）

① おねがい会員、あずかり会員、あずかりサポート及び送迎サポートの対象となる子さん、アドバイザーとが保健センターで直接会い、事前打ち合わせを行います。
＊マッチングは、サポート対象のお子さんとあずかり会員に親しくなってもらうことも目的としていますので、お子さんを必ず同席させてください。

② 事前打ち合わせでは、「事前打ち合わせ票」に基づいてサポートの内容や緊急時の連絡方法など、不安な思いを残さないよう十分に話し合いをします。

③ 緊急連絡カードを作成し、おねがい会員に後日郵送します。あずかりサポート時に持参をするバック等わかりやすい部分に取り付けるなどし、緊急時の連絡に備えてください。

送迎サポートの場合は、あずかり会員に郵送しますので、あずかり会員が緊急時の連絡に備えてください。

○ 送迎サポート希望の方には最初のサポートに入る前に送迎の施設などへ挨拶に伺うとともに、ルートを試走をします。

また、子どもの年齢によりチャイルドシートが必要になりますので、準備をお願いします。



3. サポート依頼

- ① サポートが必要になったらファミリー・サポート・センターに連絡をします。

(専用 070-2017-7113・社協 26-3793)

- ② ファミリー・サポート・センターでは、マッチングをしたあずかり会員に連絡をしサポートの依頼をします。

4. サポート活動

- ① サポート依頼日時に、あずかり会員は依頼された内容に従って活動します。

なおサポート活動中に被った被害については（P13～P14 記載）補償保険の範囲内で対応します。

5. サポート活動終了後

《あずかりサポートの場合》

- ① あずかり会員は「援助活動の報告」「援助活動報告書」に内容・明細を記入します。
- ② 「援助活動の報告」「援助活動報告書」を、月末締めでまとめ、ファミリー・サポート・センターに報酬額と受領可能予定日を連絡します。
- ③ ファミリー・サポート・センターでは、おねがい会員に報酬額を伝え報酬支払いの日時を調整します。
調整した日時に保健センターにおいて報告書確認押印・報酬受領を会員相互で行ない、報告書の控えをおのおの保管します。

《送迎サポートの場合》

- ① あずかり会員は「援助活動報告書」に明細を記入します。
- ② 「援助活動報告書」をサポート依頼終了後にまとめ、ファミリー・サポート・センターに提出します。
- ③ 「援助活動報告書」を確認後、おねがい会員に郵送しファミリー・サポート・センターにおいて報酬を代理受領します。

受領後、あずかり会員に報告書の控えと報酬を手渡します。報告書の控えはおのこの保管します。



【会員の心得】

- ファミリー・サポート・センターの趣旨と決まりを守りましょう。
- お互いのプライバシーは守りましょう。
- センターへの連絡なしに会員同士での交渉は行わないで下さい。連絡なしにサポートを行なった場合の事故は補償保険が適用されません。
キャンセルの場合もセンターに必ず連絡をください。
- 依頼の日にち・時間は必ず守りましょう。

【おねがい会員】

- あずかりサポート・送迎サポートともにマッチングをした際に相互確認済み以外のサポートは要求しないでください。
会員同士の助け合いですから過度な期待や過度な負担を求めることはしないようにしましょう。

【あずかり会員】

- 安全チェックリストを参照に子どもの安全を常に確認してください。
- サポート活動中に事故が発生した場合は、速やかにおねがい会員とセンターに連絡してください。
緊急連絡カードは、サポート前に必ず確認しておきましょう。

【サポートを開始する前に】

【おねがい会員】

- 必要な持ち物はそろっていますか。
緊急連絡カード、おやつ、お弁当、おしぼり、ウェットティッシュ、おむつ、使用済みおむつの持ち帰り袋、着替え、必要に応じ午睡布団
- お子さんの体調や様子はいつもと変わりありませんか。
必ず検温をし、あずかり会員に伝えてください。
発熱がある場合には、サポートはできません。

《送迎サポートの場合》

- 施設への連絡は事前にすんでいますか。
- 持ち帰る物、記入しなければならないこと等は伝えていますか。また、年齢に応じ必要なチャイルドシートの準備はしましたか。

【あずかり会員】

- 家に子どもを迎え入れる環境づくりはできていますか。
安全チェックは事前に必ず済ませてください。
- 事前打ち合わせ票を確認しサポートに備えてください。

《送迎サポートの場合》

- 会員証・緊急連絡カードの準備はしましたか。



【安全チェックリスト】

1	緊急連絡先（おねがい会員、センター、かかりつけ医）を控えていますか？
2	ソファやベッドなどの高い所に子どもがいる時には、絶対に目を離さないように気をつけていますか？
3	階段や段差のある所には、子どもが落ちないように対策をしていますか？
4	玄関から子どもが一人で外に出ていかないように注意をはらっていますか？
5	たばこ・ライター・薬・硬貨・ボタン・ピーナツ・飴玉等、子どもが飲み込んでしまいそうな危険な物は、子どもの手の届かない所に置いていますか？
6	ストーブやファンヒーターなどの暖房器具を使う時は、子どもが火傷をしないように安全ガードを取り付けていますか？
7	テーブルクロスやテーブルカバーなどを子どもが引っぱってしまった時、熱い飲み物などがテーブルから一緒に落ちないように気をつけていますか？
8	浴室に子どもが一人で入れないようにしていますか？ 浴槽の中は空になっていますか？
9	家の中または自動車の中に、たとえ短時間でも子どもだけを置いた状況にいませんか？
10	歯ブラシやフォーク、スプーン、箸などを口にくわえたまま遊ばせないようにしていますか？

【報酬等の基準】

石川町ファミリー・サポート・センターの報酬等の基準は、次のとおりです。

1. 報酬

区 分	基 準 額
月 曜 日～金 曜 日 午前7時～午後7時	1時間あたり 600円
土 曜 日・日 曜 日 午前7時～午後7時	1時間あたり 700円

* 国民の祝日による休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日を除きます。

* 兄弟姉妹で同時に利用する場合は、2人目からの報酬は基準額の半額とします。

(備考)

- ① お子さん一人につき上記の金額とし、1時間に満たない場合でも1時間とみなします。
- ② 1時間を超える場合は、30分毎に次の基準額を加算します。(月～金曜日→300円/土・日曜日→350円)
- ③ おねがい会員がサポート活動の依頼を取り消す場合はキャンセル料が発生します。
 - 前日までの取消し 無料
 - 当日取消し 上記報酬額の半額
 - 無断取消し 全額

2. 報酬加算

区 分	実 費
送迎加算	町内 1回につき 100円加算
	町外 1kmあたり 20円加算

* 送迎サポートは、あずかり会員自宅～送迎場所～あずかり会員自宅までがサポートの範疇となります。

* 食事・おやつ・おむつ等は、おねがい会員が準備をします。



【補償保険制度について】

万一の事故に備えて「子育て相互援助活動補償保険」に加入しています。

保険料はセンターが負担しています。

1. 依頼子ども傷害保険

おねがい会員のお子さんが、サポートを受けている間に傷害を被った場合、あずかり会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

(補償例)

- 子どもが、階段から落ちてけがをしてしまった。
(あずかりサポート)
- 子どもが、車に乗っていて自動車事故に遭いけがをしてしまった。
(送迎サポート)

(補償対象とならない主な例)

- けがでないもの(靴ずれ、しもやけ、日焼けなど)
- 故意またはけんかによるもの。

2. サービス提供会員傷害保険(あずかり会員)

あずかり会員が、サポート中あるいはサポートをするために自宅とおねがい会員宅や保育施設等への往復途中(通常の経路)において、傷害を被った場合に補償するものです。

(補償例)

- あずかり会員が、走ってくる子どもを受け止めようとして支えきれず転んでけがをした。
(あずかりサポート)
- あずかり会員がお子さんを預かりに行く途中、自動車事故にあってけがをした。
(送迎サポート)

(補償対象とならない主な例)

- けがでないもの(靴ずれ、しもやけ、日焼けなど)
- 故意またはけんかによるもの

3. 賠償責任保険

あずかり会員がサポート中の監督ミスなどにより、第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものです。

(補償例)

- あずかり会員の不注意でお湯がこぼれ、子どもに大やけどを負わせてしまったことにより、賠償請求を受けた場合。

(補償対象とならない主な例)

- 同居の親族に対する賠償責任。
- 自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任。





社会福祉法人 石川町社会福祉協議会

石川町ファミリー・サポート・センター

〒963-7863 福島県石川郡石川町字渡里沢37番地の5

電 話 26-3793 (社協) 070-2017-7113 (専用)

F A X 57-7003 (共通)

開設時間 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分

休 所 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)